

議 事 録 抄 本

令和 7 年 1 1 月

福崎町農業委員会

令和7年11月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 11月20日(木) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	-	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田

【欠席】 3番 前田 泰良

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
7番 山口 金丸	14番 後藤 芳樹

【署名人】

8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎
----------	----------

<案件>

議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 5件

議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 5件

議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

(知事許可) 1件

議案第22号(保留分) 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

28件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

2件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会11月定例会を開催します。

本日、前田委員より欠席の連絡がありました。農業委員定数12人中11人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎
----------	----------

委員にお願いします。本日は議案第30号から議案第32号及び保留分の議案第22号に至る4議案、報告事項2件について審議願います。

それでは、はじめに議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 19番：資料1ページをご覧ください。申請地は、八千種小学校から北西約200mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人の[]は高齢で管理に困っておりました。譲受人の[]は、申請地の隣に住んでおり草刈りの管理も行っておりました。自宅の隣ということもあり購入し申請が出てきました。取得後は果樹・野菜を栽培される予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 30 号 19 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山口委員) 19 番：現地では、除草処理されていることを確認しました。
現地調査班では、隣接宅地に住まれる方が購入することもあり、畑として利用することに問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 30 号 19 番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 30 号 19 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 30 号 19 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成 10：反対 0〕

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 19番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第30号 20番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 20 番：資料 2 ページをご覧ください。申請地は、春日ふれあい会館から西約 50m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人と譲渡人の[]は親戚で以前より譲受人の[]が申請地を耕作しておりました。譲渡人の[]は遠方に住んでいることもあり売買で話がまとまり申請が出てきております。また、隣接している[]の宅地も購入する予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第 30 号 20 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山口委員) 20 番：現地では、トラクター等で畝が作られており畑として利用できる状況であり、以前から畑として耕作されていたことを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 30 号 20 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 30 号 20 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 30 号 20 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 10：反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 20番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第30号 21・22番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 21・22 番：譲受人が同じため併せて説明させていただきます。資料 3・4 ページをご覧ください。申請地は、給食センターから南約 100m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。両譲渡人は遠方に住んでおり、地元に住んでいる[黒塗り]と売買の話がまとまり申請が出てきております。取得後は、果樹を栽培される予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。また、今回の申請に併せて地域計画を変更しますので意見があればお願いいたします。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第 30 号 21・22 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山口委員) 21・22 番：現地では、現在は少し草が伸びていますが直近までは管理されていたことを確認しました。
現地調査班では、果樹園として利用することに問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 30 号 21・22 番について、質疑及び意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 30 号 21・22 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 30 号 21・22 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 10：反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 21・22番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第30号 23番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 23 番：資料 5・6 ページをご覧ください。申請地は、春日ふれあい会館から南西約 250m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。本申請に併せて住宅建設のための 5 条申請が出てきております。譲受人の[]の祖父が近くにすんでおり、機材も所有しているため教えてもらいながら家庭菜園を行う予定です。取得後は季節野菜を栽培される予定です。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第 30 号 23 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山口委員) 23 番：現地では、現在田として利用され管理もされていることを確認しました。

現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 30 号 23 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 30 号 23 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 30 号 23 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 10：反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 23番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 7 番：資料 7・8 ページをご覧ください。申請地は、山崎公民館から南西約 350m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。
この申請は売買により露天駐車場へ転用するものです。現在、公共事業で利用しており、年内に工事終了予定のため今回申請が出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 31 号 7 番について、現地調査済ですので報告願います。

(山口委員) 7 番：現地では、既に作業場として利用されているため田ではないが、周辺に農地がないことを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 31 号 7 番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

- （議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 31 号 7 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

- （議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 31 号 7 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 10：反対 0]

- （議 長） 全員挙手でございますので、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 7 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第 31 号 8 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

- （事務局） 8 番：資料 9 ページをご覧ください。申請地は、庄公民館から南東約 200 m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。
この申請は寄付により露天駐車場へ転用するものです。近隣に屋台蔵及び庄区が寄り合いや盆踊りを行うお寺があり、周辺に駐車場がないためこの申請が出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

- （議 長） 事務局からの説明が終わりました。
議案第 31 号 8 番について、現地調査済ですので報告願います。

- （山口委員） 8 番：現地では、草刈り等管理がされていることを確認しました。
現地調査班では、今後は地縁団体である庄区自治会が管理をしていくため問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

- （議 長） 議案第 31 号 8 番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

- （議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 31 号 8 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

- （議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 31 号 8 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ 〔賛成 10：反対 0〕

- （議 長） 全員挙手でございますので、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 8 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第 31 号 9 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

- （事務局） 9 番：資料 10・11 ページをご覧ください。申請地は、春日ふれあい会館から南西約 250m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。この申請は売買により地縁者住宅へ転用するものです。譲受人の■■■■■■■■■■が通算して 10 年以上鍛冶屋に住んでおり、地縁者の要件を持っているため、連名での申請になっております。この申請に併せて 3 条申請も出てきております。
以上です。

- （議 長） 事務局からの説明が終わりました。
議案第 31 号 9 番について、現地調査済ですので報告願います。

- （山口委員） 9 番：現地では、田として管理されていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

- （議 長） 議案第 31 号 9 番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

- （議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 31 号 9 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

- （議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 31 号 9 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ 〔賛成 10：反対 0〕

- （議 長） 全員挙手でございますので、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による農

地等の所有権移転許可申請承認 9 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第31号 10番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 10 番：資料 12・13 ページをご覧ください。申請地は、中島公民館から南約 250m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。
この申請は、売買により太陽光発電施設へ転用するものです。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 31 号 10 番について、現地調査済ですので報告願います。

(山口委員) 10 番：現地では、管理を最近まで行われていたことを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第 31 号 10 番について、質疑はありませんか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) 太陽光発電設置に係る地元説明会は行われたのでしょうか。

(事務局) 1000 m²以上の敷地で太陽光を行う場合は、町の開発事業等調整条例のもと説明会を開催する必要がありますが、今回につきましては 1000 m²以下であるため説明会を開催したと聞いていません。

(牛尾委員) 1000 m²以下であれば説明会は開催しなくてもいいんですか。

(事務局) はい、開催しなければいけないといった決まりはありません。

(牛尾委員) 様々な問題が起こる可能性があるため面積を問わず説明会を開催したほうがいいと考えます。これは私の意見です。

(事務局) 承知しました。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 31 号 10 番について、討論はありませんか。

<なし>

- (議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 31 号 10 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 10 : 反対 0]

- (議 長) 全員挙手でございますので、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 10 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第 31 号 11 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

- (事務局) 11 番：資料 14・15 ページをご覧ください。申請地は、西大貫公民館から西約 250m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。
この申請は贈与により駐車場へ転用するものです。令和 7 年 1 月に臨時委員会を開催し、町から指導を行っておりました。その後、履行期限超過後に県へ報告し、姫路農林水産振興事務所及び姫路土木事務所から指導が行われました。その他法令の許可見込みがあれば農地転用も許可できる案件であります。その他法令の申請も出てきており併せて今回申請が出てきております。また、始末書付で申請が出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

- (議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 31 号 11 番について、現地調査済ですので報告願います。

- (山口委員) 11 番：現地では、隣接している田とも段差があり転用に影響がないことを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
ただ、このような問題はこれからも出てくるかと思います。所定の手続きを取り、問題がなくなるよう農業委員会の皆さまの指導等よろしくお願いします。
よろしくご審議ください。

- (議 長) 今、現地調査班からもあったように、今後もこういった問題が起こる可能性はありますので農業委員・推進委員及び事務局でしかるべき対応をしていくようお願い申し上げます。

議案第 31 号 11 番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 31 号 11 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 31 号 11 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 10：反対 0]

（議 長） 全員挙手でございますので、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 11 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

（議 長） 次に、議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

（知事許可）

（事務局） 6 番：資料 16・17 ページをご覧ください。申請地は、西光寺公民館から南西約 500m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。この申請は使用貸借により貸露天作業場として転用するものです。西側水路の西側にある巨木を伐採して欲しいと貸渡人から上井郷水利組合に要望がありました。申請地の西側水路の管理を上井郷水利組合が行っているため、借受人として話がまとまり今回の申請が出てきております。工事の期間は許可後 60 日間で、その中に農地に復旧する期間も含まれております。
以上です。

（議 長） 事務局からの説明が終わりました。
議案第 32 号 6 番について、現地調査済ですので報告願います。

（山口委員） 6 番：現地では、周囲は田に囲まれていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議 長） 議案第 32 号 6 番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第 32 号 6 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 32 号 6 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 10 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 1 件について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、9 月の委員会に保留しておりました議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、再審議を行います。

議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 18 番：9 月委員会の後、代理人に連絡をいたしました。代理人が [] に事情を聞いたところ、長年耕作放棄地となっており土の状況が非常に悪く現在、土作りを行っているところであるとのことでした。土作りの計画表をお配りしております。9 月末に 6 月に所有権移転を行った農地を見に行ったところ耕起されているのを確認いたしました。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 22 号 18 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山口委員) 18 番：現地に関しては、9 月の委員会で説明されたとおりで管理をされているとは言いがたい状況です。農地で雑草なのか何が植わっているかが分からない状況です。本人に耕作する意思があるかどうか分からない状況にあります。そのため、私としては問題なしとは言いがたいです。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 22 号 18 番について、質疑はありませんか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) 現地では草刈り等されていないんですか。

(事務局) 申請地は何も手入れされておられません。

(牛尾委員) 県道端でパイプ車庫がおかれている農地は、農業を始めるなという気がしたんですけど。

(事務局) そのパイプ車庫の西側に数㎡だけマルチが敷かれて耕作されています。

(牛尾委員) 今、申請が出てきているところは草刈り等を行わなければ許可を出さないということはできないんですか。やる気があまり見られないですね。

(事務局) 代理人に伝えることは可能です。今日、現地を見に行くことも代理人には伝えてあります。

(議長) 他に質疑はありませんか。
一つの案ですが、申請地は全然で、6月に所有権移転しているところも耕作、管理しているというのが分からない現状です。代理人へ耕作、管理する気のある姿勢が見えないため許可が出せない。そのため、申請地及び6月の所有権移転分について農業をやっているという姿勢を見せるよう伝えるというものです。再度保留ということでどうかと思っております。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 今回の申請地は一度耕起していますか。

(事務局) 申請地については何もされていないと思います。

(山口委員) 生えている雑草が一度も刈られたような感じもないですし、あれを刈ろうと思ったらモアでは刈れないと思います。知人が畦を刈るだけで、中は手入れせず10本ほど木を植えたが、成長したのは2本と聞いています。果たして、姫路市からしっかり管理しに来れるのかと思います。

(事務局) 6月に所有権移転した農地も含めてという意味でしょうか。

(山口委員) はい、しっかり農地の手入れをしていかないといけないと思います。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第22号 18番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
現地調査班の報告や私も現地を見て、今回の採決は前回と同様に保留に関

しての採決を行いたいと思います。

議案第 22 号 18 番について、保留に賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 10：反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 18番について、再度保留することといたします。

代理人へ審議の内容をしっかりと伝えていただきたいと思います。

(議 長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 18～23 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 28 件出たことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書について

資料 24 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 1 件、耕作面積証明書を 1 件 計 2 件を発行したことを報告します。

以上です。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

< 16：10 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・12月23日(火) 15:00～

場所：サルビア会館 講義室

署 名 人	植岡 洋子
署 名 人	柳田 伸一郎